

平成28年太宰府市議会第4回(12月)定例会  
環境厚生常任委員会会議録

平成28年12月8日(木)

福岡県太宰府市議会

## 1 議事日程

〔平成28年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

平成28年12月8日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第89号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第90号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第91号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第92号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第93号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第94号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第100号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第101号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第102号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第103号 筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第104号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第105号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第106号 平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第107号 平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 島 真由美 議員	副委員長	藤 井 雅 之 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	笠 利 毅 議員
〃	木 村 彰 人 議員	〃	船 越 隆 之 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

地域健康部長	友 田 浩	市民福祉部長	濱 本 泰 裕
地域づくり課長	藤 井 泰 人	市民課長	行 武 佐 江
人権政策課長	福 嶋 浩	福祉課長	友 添 浩 一
元気づくり課長	伊 藤 剛	福祉課障がい福祉担当課長	菊 武 良 一
文化学習課長	木 村 幸代志	保育児童課長	中 島 康 秀

スポーツ課長 大塚 源之進

介護保険課長 平田 良富

生活環境課長 川谷 豊

国保年金課長 高原 清

子育て支援  
センター所長 東 珠実

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 阿部 宏亮

議事課長 花田 善祐

書記 高原 真理子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第89号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第89号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 議案第89号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

ルミナスの現在の指定管理期間が平成29年3月31日をもって満了となりますことから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を引き続き平成29年度から3年間にわたり指定管理者の候補に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項及び第6項の規定によりご提案をするものです。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 指定管理者の評価についてお伺いしたいんですけども、どちらかというと経営企画課さんのほうになるのかもしれませんが、事務の分掌では指定管理者の公募の選定に関することは経営企画課企画政策係になっていますが、その後の評価というのが絶対必要だと思います。今回はこれが文化スポーツ振興財団のほうに随契となりますけれども、一定公募型だと5年なり3年なりのタイミングである程度評価できると思いますけれども、今回は随契という形になりますので、評価をしっかりとしたいところなんですけども、評価制度についてお伺いしたいです。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 評価制度というふうな形では行っておりませんが、ルミナスはご存じのとおり「働く婦人の家」から始まった経緯がございます、生涯学習センターとし

ての側面も持ち合わせております。そこで貸し館業務であるとか、館の管理とかというのも指定管理の中に入っておりますので、そういう意味において、資格取得事業とか就職支援事業、趣味、教養事業など、多角的な事業といたしますか講座を展開していただいておりますし、そういう意味で以前からも含めて、男女共同参画のセミナーも実施していただいているところですので、十分にふさわしい役割を果たしていただいているものと評価しておるところでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 一応文化スポーツ振興財団の事務事業報告書にルミナスさんの事業の成果が書いてあるんですけども、確かにこういう講座をやりましたということはわかります。わかりますけれども、それが事業の効果に上がっているのかというのは、評価的にはやったというだけでは弱いのかなと。逆に委託者側から評価してあげて、いいのか悪いのか。よければ、それをこの振興財団の成果としてあわせてつけられたら、非常に私たちも判断がしやすいと思うんですけども。これ自体は人権政策課さんだけじゃなくて、いろいろなこれから随契で指定管理者を決めていく形になりますけれども、評価という制度が絶対ついてくると思うんですけども、それについては恐らく経営企画課の事務分掌だと思うんですけども、その評価についてのお考えを聞きたいんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この文化スポーツ振興財団は、ここだけじゃなくて、いろいろところで指定をしております。といいますのが、この指定管理者が導入された経緯といたしまして、本来であれば市の直営で行うような業務について、指定管理という形で民間の活力を導入しようという法改正のもとで指定管理者制度というのが導入された経過がございます。その中で、この文化スポーツ振興財団は、これは公益財団法人でございまして、ある意味では市の意向を十分に尊重しながら行う、もともとスポーツ管理公社というものの前身がそういったところからずっと経緯をたどって、今文化スポーツ振興財団としてあるわけでございます。そういった意味では、市の意向を十分に反映させる必要がある施設については、一定この文化スポーツ振興財団に指定管理をお任せするという方針を市のほうとしても持っておりますので、その辺がまず根底にあるんじゃないかというふうに考えているところです。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 意見ですけども、市の意向を十分に反映しているかというチェックも必要だと思うんです、そのお願いだけじゃなくてだと思います。これは意見です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかに。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今回の木村委員のものに少し関係することなんですけれども、市の意向ということで、公共サービスを指定管理者に任せるといふか委託するといふ形です。

ルミナスは、男女共同参画に関する総論的なセミナーと女性の就業支援のようなものと、男性向けの料理教室というのがありましたけれども、家庭内ジェンダーのかかわることだと思いますけれども、今年でしたか名称も変わって、新たな役割を担っていくことになっていくと思うんですけれども、その市の意向という点で、こうした分野のことも積極的にやってほしいというようなことを財団のほうに伝えて、ルミナスにおいてしていくというような場を定期的に設けるとか、そのようなことはしているのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 委員ご指摘のとおり、男女共同参画推進センターとしての用途変更を行いましたので、現在今までもそういう推進といふことでやっておりましたけれども、そういう色づけをさらに進めていかないといけないといふことで、セミナーの内容であるとかといふことも、今後とも含めて財団と打ち合わせていきたいといふふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員、いいですか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 関連しますけれども、男女共同参画のセンターが福岡市にも春日市にもどこのまちにも意外と近くにありますが、それぞれに興味深いことをしているんですけれども、相互の打ち合わせといふようなことをして、近隣同士の中でさまざまな内容を提供していくといふようなことを考えていらっしゃるのかどうか。隣町との役割分担のようことを考えることはあるんですかといふ質問です。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 今度男女共同参画推進センターになりましたので、推進センター同士の県の会議といふのがございますので、これに太宰府市も今年度から参加するようになりましたので、そうした情報交換を行いながら、見せ方であるとか講座の内容であるとかそういうものは、それぞれに情報交換をしながらやっていくことができるようになるという形で今進んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

○委員（笠利 毅委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第89号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時09分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第90号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について

○委員長(小島真由美委員) 日程第2、議案第90号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化学習課長。

○文化学習課長(木村幸代志) それでは、議案第90号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市いきいき情報センターにつきましては、現在平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の指定管理者として指定を行っているところであります。来年平成29年4月1日から平成32年3月31日まで、次の向こう3年間につきましても、引き続き太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者の選定により財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を引き続き指定管理者として指定するに当たり議決を求めるものであります。

主な理由としましては、市の意向を反映するため、市と密接に関係のある太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者と指定するものであります。

以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員(木村彰人委員) スポーツ振興財団の事業所を見ると、いきいき情報センターは非常に幅広く事業を展開していらっしゃると思います。

気になるのが、収支のところなんですけれども、これもある一定の5%指定管理料を超えた場合に、その半分が市に戻ってくるというルールになるのでしょうか。収支も含めてご報告い

ただきたいと。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） そうです、協定書の中でうたっております、指定管理料の5%を利潤というか超えた場合は、その半分を市に返すというようなことをうたっております。年によって違いますが、返ってくる年と返ってこない年とありますが、済みません、今金額までは確認しておりませんが、返ってきております。

○委員長（小島真由美委員） 数字が要りますか、後でいただきますか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 先ほども評価というお話をしましたけれども、今回これが外部評価委員会という形で事業評価をされていると思うんですけども、その中で何か指摘とか提案があったことをお聞きしたいんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 先日の外部評価委員会のことでよろしいですか。

先日外部評価委員さん10名ほどのほうでいきいき情報センターの管理運営事業についてということで、ご説明の上、いろいろ指摘を行ったところなんですけど、まだ整理はきれいにでき上がっておらないんですけど、一番大きなものは、市民への効果をもっと出すべきじゃないかということで、指定管理料を七千何百万円払っておる、それに見合う効果がこれだけあっているということをもっと出さなきゃいけないんじゃないかということでご指摘を受けたところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今のに関連してなんですけれども、確かめておきたいんですが、効果をもっと出すべきではないかと指摘されたということなんですけど、私も文化事業の評価とか効果をどうはかるか正直基準を持つのが難しいと自分自身が思っているんで、気になりつつも、どう聞いていいかわからないのでお聞きするんですけども、どのようにして効果をはかるべきだというような意見が外部評価委員会に出ているんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） そのときの意見では、民間の経営者の方なんですけど、委員さんが、いわゆる市民の満足度を金額で出ささいというような指摘も受けました。だから、金額の出し方というのは、まだどういった方法があるのかなというのは精査し切れていませんが、いわゆる金額を投資したことに対して満足度がどれだけあるのかというのを数字で出すようなことを考えなさいということは委員さんから指摘を受けました。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。



○委員（笠利 毅委員） それに対して意見があるわけではないので、結構です。ありがとうございます。  
います。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第90号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第90号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」は  
可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3から日程第5まで一括上程

○委員長（小島真由美委員） お諮りします。

日程第3、議案第91号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」から日程第  
5、議案第93号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にした  
いと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 議案第91号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定につい  
て」及び議案第92号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」並びに議  
案第93号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」一括してご説明申し上げま  
す。

この3施設につきましては、平成26年4月1日から3年間、公益財団法人太宰府市文化スポ  
ーツ振興財団を指定管理者として指定しておりますが、その期間が平成29年3月31日で満了と  
なります。

指定管理者の選定につきましては、前回に引き続き、太宰府市公の施設に係る指定管理者の  
指定手続等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらない候補者として公益財団法

人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第91号について質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 同じく外部評価委員会で評価されていると思うんですけども、そのときの指摘事項を教えていただきたいんですが。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 1つは、随意選定でこの間財団という形でお願いしている関係で、民間活力を生かしたらどうかという話も出てきました。それと、あと利用料金に関する内容についても、利用料金が安いんじゃないかという指摘も受けております。そういった中身について私どものほうで、今利用料金のほうについては検討せざるを得ない時期にきているのかなということで、今話し合いを始めるような準備を進めているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 歴スポについてでございますけれども、いろいろ歴スポでも管理の仕方が行き届いていないとか、特にトイレの管理の仕方が不十分だとかいろいろ言われるんですけども、その辺は指定管理の方がどういう形で管理されているのか、その辺を教えてくださいなと思っておりますけれども。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 一応公園の、私どもが指定管理を行っているのは有料公園部分、いわゆるテニスコート、多目的グラウンド、それと管理棟と弓道場、相撲場を財団のほうに管理をお願いしております。それ以外の公園部分、いわゆる駐車場なりトイレなりあずまやなり、そういった部分については建設課のほうで管理をするという形で区分を分けておりますので、そういった中身での運営の仕方ということでやっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） その辺は連携をとってしっかりやられているということでいいんですね、不自由なところは何かあればすぐに対応されるということで。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） いろいろな苦情も来ますので、特に建設課に苦情が来なくて、スポーツ課のほうに苦情が来ます。その中身がほとんど建設課部分の苦情ですので、その旨を建設課のほうにその内容を伝えて、改善を図ってもらうようお願いはしております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 文化スポーツ振興財団が文化事業とスポーツ事業と両方にかかわっているの、どちらで聞くか考えていたんですけども、今年度から文化スポーツ振興事業という名称で始めているものが幾つかあるんですけども、来年度から事務分掌が変わることにもなりますが、例えば文化スポーツ振興事業という名前がついている事業は、どこが主として担当していくような形になるのか。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員、財団の中の話なので、今回は指定管理というところの部分なので。回答はありますか。

○委員（笠利 毅委員） 指定管理を出したとしても、若干市としての体制がどういうふうになるのか疑問を持っていたものですから、よろしければ別の機会でも結構ですけども。

○委員長（小島真由美委員） では、別の機会でもよろしいですか。

○委員（笠利 毅委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） では、進めます。

ほかにありませんか。

副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 管理の体制のことで伺いたいですけれども、今財団のほうの管理人さんは、何人体制でここは運営されていますか、スポーツ公園は。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 一応3人体制で輪番制で回ってもらうような形で行っております。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） 大体お1人の方は、何年ぐらい、平均どれぐらいというのはありますか。以前、昨年AEDの関連でお伺いしたときに、管理人さんの入れかわりがどうしても激しくて、そういった部分の業務の引き継ぎがされていないとか、そういったところもお話をお聞きしたもんですから、AEDの日常的な点検の部分も含めて、いっとき途切れたりとか業務の日報の部分の記入がきちんとされていなかったりとか、そういうようなこともお聞きしたんですけども、今回指定管理を更新されるに当たって、そういった部分は再度徹底といたしますか、改善とかそういった部分を含めて、今回新たに提案されたというふうに理解してよろ

しいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 以前の協定書の中では、AEDの点検については記入しておりませんでした。それで、前回議会の中でもAEDの点検をしてくださいということでお話がございましたので、とりあえず1年間は口頭でお願いをしてきたという経緯がございます。今回新たに契約を結ぶ中には、AEDの毎日日常点検というのを新たな項目として入れるようにしております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 今回できました総合体育館のほうがシンコースポーツグループさんが指定管理者で公募型なんですけれども、今議案に上がっているこの体育施設も、対象、目的としたら非常に似通っていると思うんです。そこで、シンコーさんの取り組みは多分恐らくすばらしいものだと思いますが、そこら辺で何かしらいいものはこの議案に上がっているこの施設にも生かす部分があるかと思うんですけれども、それについてのお考えをお聞きしたいんですけれども。

（「もう一度お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員（木村彰人委員） 今回公募型で総合体育館がシンコースポーツグループが指定管理者で今運営していらっしゃると思うんですけれども、よいところって多分あると思うんです。それをこれらの施設の管理のほうに生かしていくというアイデアがあるかなと思うんですけれども、それについてはどうお考えか、あくまで別だから全然関係ないよというのではさみしいかなと思うんですが。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） それぞれの施設の特色というのがございまして、例えば大佐野運動公園でしたら、特に土曜、日曜日が大体メインで使われているような公園でございます。平日はできるだけ利用していただくということで、通常の利用料金よりは下げて開放をやるということで考えておりますが、なかなかお昼間に使われる方が少ないというような現状でございます。

歴史スポーツ公園につきましては、財団の自主事業としまして、テニスコートがございまして、そちらのほうでテニス教室を開いてもらっているのが実情でございます。

体育センターにつきましては、一応財団のほうで体操教室みたいな形で、ラジオ体操なりいろいろな体操ができるような事業という形をお願いをしてやってもらっているような状況でございます。

先ほど木村委員さんが言われましたとおり、総合体育館とはまた別の意味合いがございまして、特に総合体育館がなかった時代は、体育センターでほとんど定期利用団体が今利用されて

います。そういった空き時間を使って自主事業をするという形になっておりますので、総合体育館との意味合いは若干違うのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

次に進んでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第92号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第93号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

まず、議案第91号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第91号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時25分〉

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第92号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第92号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時25分〉

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第93号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第93号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第94号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

○委員長(小島真由美委員) 日程第6、議案第94号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長(平田良富) 議案第94号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

議案書の21ページでございます。

太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定につきましては、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を引き続き平成29年度から3年間にわたり指定管理者の候補に選定しましたので、ご提案いたしました。

その理由といたしましては、これまでも社会福祉協議会は、管理運営面において十分な実績を有していること及びセンターの管理運営につきましても誠実に履行なされていることから、引き続き指定管理者に指定することが効果的と考えているためでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長(藤井雅之委員) 1点、まず基本的な認識という形になりますけれども、3年間の今回提案がされていますけれども、ということは3年間はまだこの老人福祉センターは存続をさせるというような基本方針というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長(小島真由美委員) 介護保険課長。

○介護保険課長(平田良富) その辺は公共施設全体の今白書を作成されておりますけれども、そこではっきりは出ておりませんが、現実的に考えれば、昨年度もボイラーの改修、それからお風呂、空調の改修とかに2,000万円ほどかけてやっておりますので、3年間はまだ使え

るというような状況ですので、そのままというふうに考えております。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 使えるかもしれませんが、使い勝手がいいかどうかという部分でいうと、やはりまだその部分の対応がいろいろあるかなとも例えば思ったりするんですけども、トイレが中2階になっているとか、階段を上がっていかないとトイレに行けない構造になっていたりとか、あと今年の3月でしたかお伺いしたときには、壁が一部天井の部分が剥がれているような状態が改修された後だったのか、何か小さい不具合とございますか、そういった部分も目につくんですけども、そういったところの指定管理者サイドからの改修等の要望というのはこの間上がってきて、それに対応された実績というのはございますか。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 今ご指摘があった分は、多分2階の雨漏りによる天井が下がってきているとかという部分だと思います。

一応平成28年度に防水工事の予算をいただきまして防水工事をいたしまして、あと2階の和室畳がえ、それから天井それからステージ、その辺の改修をしておいて、今のところ見ていただいたら結構きれいな状況に見た目はなっております。ただ、あの施設自体が古いものですから、バリアフリー構造にはなっていないという大きな課題は残しております。ただ、現在のところはそういう部分については、ここ3年間予算をいただいて、随時改修はいたしております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第94号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第100号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について

て

○委員長（小島真由美委員） 日程第7、議案第100号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 議案書の44、45ページになります、議案第100号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、いきいき情報センターの中で現在一般貸し出しを行って214研修室を、平成29年4月の機構改革により、福祉関係の事務室として使用する予定であり、その一般貸し出しを中止することによるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） これは、課長にお聞きするよりも、部長にお聞きするような課題かなと今思ったんですけれども、福祉関係の事務室ということなんですけれども、まだ議会のほうには、事務分掌の別の機構改革に関連した議案も出ている最中なんですけれども、全体の議案が通った後の庁舎内の配置図ですとかそういった部分のところの説明までは受けていない状況なんですけれども、その中でも福祉のところはどこに行くかははっきりとご答弁はなかったんですけれども、福祉のどこかが情報センターの中に行くということになっているんですか。

○委員長（小島真由美委員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 庁舎内の配置というのは、今調整をしておる段階でございますけれども、今福祉関係の事務室ということで説明をいたしましたけれども、今保健センターの横に療育相談室がございます。療育相談室がこの間ずっと利用者の方からのご意見等もございまして、奥詰まったところというようなご意見が議会の中でも出てきておったと思います。そういったこともございまして、今回体育協会さんが入っておったところはあそこが空くものですから、あそこに療育相談室を移したいというような……。

済みません、上です。階段を上ってすぐ裏側のそちらを療育相談室にしていきたいということで今回。ですから、庁舎内の事務室が移転するというものではございません。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。



これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

よって、議案第100号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時33分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第101号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長(小島真由美委員) 日程第8、議案第101号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(高原 清) 議案第101号の説明の前に、皆様におわびを申し上げさせていただきます。

このたび議案第101号に誤りが判明しまして、それに伴い、議案の訂正をさせていただきましたことを、この場をおかりしましておわび申し上げます。皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。申しわけありませんでした。

それでは、議案101号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は46ページから50ページまで、新旧対照表は41ページから51ページまでとなります。

このたびの条例改正につきましては、まず1つ目が国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金及び介護納付金に係る税率改定、2つ目が国民健康保険税の減免規定の改定に係るもの、3つ目が法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の附則を改正するものの3つから成っております。

委員長にご許可をいただきまして、国保税の税率改定に係る説明資料を皆様のお手元にお配りさせていただいておりますので、そちらの資料について、まずご説明申し上げます。

このたびの国民健康保険税の税率の改定についてであります。太宰府市国民健康保険運営協議会から税率改定の答申を受けまして、平成29年度からの国保税率を改定するものであります。

資料の2枚目、資料2をごらんください。

平成25年度以降の累積赤字と単年度収支額の表でございます。

一番右端の平成28年度見込みの単年度収支の欄をごらんください。

国保税の3本柱の医療分、後期分は赤字の見込みであります。介護分につきましては黒字の見込みとなっております。このような状況から、後期分については税率を引き上げ、介護分については税率を引き下げ、医療分については据え置きとの答申をいただいた次第でございます。

戻りまして、資料1をごらんください。

この表は、国保税の医療分、後期分、介護分の3本柱ごとに所得割、均等割、平等割の税率及び課税額と所得等に応じた軽減額を一覧表にしたものでございます。

上の表が現行の税率等で、下の表の色がついているところが今回の改定後の税率等でございます。この表の中に特定世帯、特定継続世帯とがございますが、これは国民健康保険の加入世帯で、75歳になられて後期高齢者医療保険に変わられた方と同じ世帯の国保加入者の世帯で、5年間までが特定世帯、その後3年間が特定継続世帯となっております。特定世帯と特定継続世帯につきましては、世帯ごとの平等割が特定世帯で2分の1、特定継続世帯で4分の1軽減されます。

国保税率の改定の改正内容を説明させていただきますので、この表と条例の新旧対照表とあわせてごらんください。

新旧対照表第6条であります。後期分課税額の所得割を100分の2.4に改定、第7条は、同じく後期分の均等割を8,000円に改定、第7条の2は、後期分の平等割について第1号一般世帯8,100円に、第2号特定世帯4,050円に、第3号特定継続世帯6,075円に改定、第8条は、介護分の所得割を100分の2.1に改定、第9条は、同じく介護分の均等割を1万3,200円に課税額を改定するものでございます。

第21条は、医療、後期、介護の平等割、均等割課税額を軽減する額を規定している条例でございます。所得に応じまして7割、5割、2割の軽減措置がございます。

第1号が7割軽減対象世帯に対する規定で、第1号ウは後期分の均等割の軽減額を5,600円に改定、第1号エは後期分の平等割の軽減額の規定で、(ア)は一般世帯の軽減額を5,670円に改定、(イ)は特定世帯の軽減額を2,835円に改定、(ウ)は特定継続世帯の軽減額を4,253円に改定、同号オは、介護分の均等割の軽減額を9,240円に改定するものでございます。

同条2号は、5割軽減対象世帯に対する規定でございます。第2号ウは、後期分の均等割の軽減額を4,000円に改定、同号エは、後期分の平等割の軽減額の規定で、(ア)は一般世帯の軽減額を4,050円に改定、(イ)は特定世帯の軽減額を2,025円に改定、(ウ)は特定継続世帯の軽減額を3,038円に改定、同号オは、介護分の均等割の軽減額を6,600円に改定するものでございます。

同条第3号は、2割軽減対象世帯に対する規定で、第3号ウは、後期分の均等割の軽減額を

1,600円に改定、同号エは、後期分の平等割の軽減額の規定で、(ア)は一般世帯の軽減額を1,620円に改定、(イ)は特定世帯の軽減額を810円に改定、(ウ)は特定継続世帯の軽減額を1,215円に改定、同号オは、介護分の均等割の軽減額を2,640円に改定するものでございます。

以上が税率改定の改正内容でございます。

なお、資料3に、このたびの税率改定によります被保険者世帯の負担額がどれだけ増減するのか、世帯構成ごと、所得ごとで試算をしております。ご参照いただければと思います。

次に、2つ目の国保税の減免規程の改正に係るものでございますが、新旧対照表45ページ第24条をごらんください。

第1項第3号の文言を一部修正して第4号とし、新たに第3号、第5号、第6号を加えるものでございます。このうち、第3号、第6号につきましては、太宰府市国民健康保険税減免取扱規程との整合を図るための条文整理で、第5号につきましては、所得が著しく減少した者を減免対象に新たに加えるものでございます。所得減少等の具体的な基準につきましては、このたびの条例改正にあわせて、太宰府市国民健康保険税減免取扱規程を改正し、定めるようにしております。

次に3つ目の法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の附則を改正するものでございますが、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令等が公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、日本国内に居住する者が外国の団体から受け取る特例適用利子及び特例適用配当等について、国民健康保険税の所得割額の算定対象に加えるものでございます。条文の改正は、新旧対照表47ページ、附則第10項の次に新たに2項を加え、それ以降の項を2項ずつ繰り下げるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） じゃあ、まずどっちから行こうか迷いましたが、評価できる点のところからお伺いいたしますけれども、第24条の減免規程の部分です。所得が著しく減少したもののというふうにありますけれども、こういった細かいことの定義はこれから整備していかれるというお考えでよろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 先ほど説明の中で申し上げましたが、こういう基準につきましては、減免取扱規程でこのたびの条例改正とあわせてこのたび規定をするようにしております。具体的に申し上げますと、筑紫地区、太宰府市以外、春日市、大野城市、筑紫野市、こちらの

ほうには既に減免規程はございます。大体どこも似たような基準でございまして、本来今回太宰府市におきましても、春日市及び筑紫野市と同程度の基準とさせていただくようにしております。具体的には、所得が500万円以下で、なおかつその年の所得の減少割合が10分の3以上減少した場合、そのときに所得の金額に応じまして減免の割合を規定するというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 扱いとしてもう一個、こういったものが減免規程の中でよく議論になるのが、貯蓄の扱いです。預貯金等を持っておられて、こういった減免が国保だけのことでないですけれども、各種減免の制度が適用されないという例もお聞きしますけれども、貯蓄の定義については、その際はどうなりますか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） その減免対象者の規程の中に、疾病、負傷、その他やむを得ない理由による失業、廃業等により所得が激減し、それで国民健康保険税の納付が困難と認めれる者というふうに規程を申し上げております。

今藤井委員さんがおっしゃられました貯蓄等につきましては、あとは運用の面でそちらのあたりを判断するということになるかと思えます。この規程につきましては、筑紫地区4市ともに同様の規程でございますので、筑紫地区の国保担当課長等の会議におきまして、この運用の統一性を図りたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 運用の判断というところですが、結局それが国保年金課内できちんと統一といいますか、国保年金課職員の方がきちんと統一した意識を持たれないと、窓口で結局相談に来られても、対応される方のその場、窓口で対応された方の判断、判断で変わってしまうというようなことがあってはいけないというふうに考えますけれども、その点についての国保年金課内の意思統一といいますか、これが整備された後の対応というのはどういうふうにしていかれるというふうに考えられますか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） こちらの条例改正、それから減免規程の取扱規程が改正された後ですが、国保年金課、国保年金係長以下、意思統一を図るため、また内容の周知徹底を図るために、勉強会、学習会等を実施いたしまして、窓口において住民の方がかわられても、担当者がかわっても、その対応が変わらないようにということで努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） それともう一点は、保険税の引き上げという改定に関してですけれども、結局後期部分が、これも介護は減るけれども、医療給付は据え置き。ですけれども、後期が上がるということですので、既に今年度介護と後期が上がるという形で4月から改定されました。2年連続という形に事実上はなるんですけれども、その運営協議会に諮問するに当たって、どういった形というか、その部分は運営協議会の議論の中であったのでしょうか。連続引き上げになるというような事実上の答申かなと私は受けとめるんですけれども。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 太宰府市国民健康保険運営協議会のほうに諮問いたしました。その際に3つの具体的な提案をさせていただきました。

今皆さんのお手元の資料2をごらんいただければわかりますが、平成28年度の決算見込み、単年度収支の見込みですが、医療分それから後期分は、こちらについては赤字、介護分については黒字という見込みになっております。これを前提に、この3つの収支をゼロにするための税率改定、それから医療分については、保険者としての努力、それから被保険者の方のご協力等もそういった努力によって、こちらのほうは医療費を適正化等に努めて、赤字を削減する施策等も実施すれば赤字も削減できるのではないかと、保険者として努力するところがあるのではないかとということで、医療分については税率改定をせずに据え置き、それから後期分それから介護分は、こちらにつきましては実質負担金でございます。国等から本年度幾らという金額が指定されて、それを被保険者の皆様から頂戴いたしました後期分とこの介護分の税、こちらを充てているような状況でございます。したがって、被保険者それから保険者として、努力してこちらを圧縮するということはできませんので、こちらの2つについて収支をゼロにするという提案が2つ目。それから、3つ目としましては、先ほど藤井委員さんもおっしゃられましたとおり、平成27年度も税率改定を行いました。2年続けての税率改定につきましては、被保険者の方にも負担をかけることになるかもしれませんので、据え置きと。この3つについて提案をさせていただいた結果、2つ目の後期分、それから介護分、特に介護分につきましては、黒字と見込みが出ておりますので、当然黒字であるならば、その分を被保険者の皆様にお返しするべきではないかということで、税率を引き下げということで答申をいただいた次第でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

○副委員長（藤井雅之委員） わかりました。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 減免規程の創設ですとか保険税におきまして、医療給付分は据え置き、介護納付金部分は引き下げという形でされた部分については評価もいたしますけれども、しかし後期の支援金部分の引き上げによって、事実上2年連続の保険税の引き上げになる内容であると考えます。2年連続保険者において負担増になるという部分は容認できませんので、本議案については反対を表明いたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 多数挙手です。

よって、議案第101号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第102号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第9、議案第102号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 議案第102号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は51ページから54ページ、条例改正新旧対照表では52、53ページとなります。

介護保険制度においては、65歳以上の第1号被保険者の保険料段階を判定するために、前年度の合計所得金額を用いております。その保険料段階につきましては、介護保険法施行令第39条に基づき、太宰府市介護保険条例で所得段階による保険料を定めているところございます。

この段階を判定する合計所得金額とは、地方税法による総所得金額、退職所得、山林所得、長期及び短期譲渡所得等とされております。しかし、このたびの熊本震災のように、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地を譲渡した場合は、譲渡した年の翌年の所得が急増し、それに伴い、介護保険料を判定する所得段階が上がり、介護保険料が高額になってしまいます。土地等の売却には、土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由もあることから、このような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするため、介護保険料の所得段階の

判定に用いる合計所得から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとするというのが今回の改正内容の趣旨となっております。

なお、介護保険料は、原則として3年間同一の保険料率を用いることとされており、現在の保険料率は、平成27年度から平成29年度までの3年間となりますが、被災地等で順次防災集団移転が進むことを踏まえ、今回の見直しを速やかに施行する観点から、新たな所得指標を用いる旨を条例で定めることにより、特例的に平成29年度から当該所得指標を用いることとされました。

今回の条例改正は、ご説明いたしました趣旨により、平成28年9月7日、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されまして、太宰府市介護保険条例の根拠となります介護保険法施行令第39条の本文の合計所得を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額というものに改め、保険料段階の判定に用いる合計所得金額の該当年を明確にしたことを受け、太宰府市介護保険条例の第2条の合計所得金額を同様に改めております。

また、保険料率の詳細を平成29年度における特別の基準による保険料率の特例として附則で定めていることを受け、同様に太宰府市介護保険条例の附則に追加して定めております。

さらに、今回の改正による合計所得金額の定義を、長期譲渡所得及び短期譲渡所得等の控除後の金額となるよう、附則第2条第6号アにより改正いたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第102号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第102号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第103号 筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例を廃止する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第10、議案第103号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

○福祉課障がい福祉担当課長（菊武良一） 議案第103号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例を廃止する条例」につきましてご説明申し上げます。

議案書55ページ、56ページをお願いいたします。

筑紫地区障害支援区分等審査会事業は、障がい福祉サービスを利用するに当たりまして、自治体がサービスの種類や量を決定する際、勘案するための事項の一つとして、サービスの必要性を明らかにするため、利用者の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされます標準的な支援の度合いを総合的に示すものとする障がい支援区分を審査決定する重要な事業でございます。

平成18年度から、筑紫地区4市1町におきまして共同設置をいたしまして、運営を行っているところでございます。

平成26年度、平成27年度の2カ年間につきましては、本市がこの事業の庶務担当市となっておりますことから、本事業の特別会計条例を設置いたしまして、さきの9月議会におきまして、平成27年度の歳入歳出決算の認定をいただいたところでございます。

また、本事業につきましては、今年度平成28年度から既に次の事務局に移っておりますので、今回筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例を廃止する条例を提案するものでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第103号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。



よって、議案第103号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時57分〉

○委員長（小島真由美委員） ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○委員長（小島真由美委員） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第104号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第11、議案第104号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連のある別の補正項目についてあわせて説明したほうがわかりやすい項目については同時に説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に説明したほうがわかりやすい関連のある補正項目については歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

今回の補正第3号につきましては、人件費の補正が計上されております。職員給与費全般として、ページ数が多いのでゆっくり申し上げます。

14、15ページ、2款4項1目戸籍住民基本台帳費の職員給与費、16、17ページ、3款1項1目社会福祉総務費の職員給与費、18、19ページ、3款1項10目人権政策費の職員給与費、3款2項3目教育・保育施設費の職員給与費、20、21ページ、3款3項1目生活保護総務費の職員給与費、4款1項1目保健衛生総務費の職員給与費、22、23ページ、4款2項1目清掃総務費の職員給与費。

以上について、あわせて説明をお願いします。

市民課長。

○市民課長（行武佐江） 議案第104号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算」の中で環境厚生委員会所管分は、補正予算書の14、15ページ、2款4項1目戸籍住民基本台帳費の職員給与費142万2,000円、16、17ページ、3款1項1目社会福祉総務費の職員給与費633万1,000円、18、

19ページ、3款1項10目人権政策費の職員給与費24万6,000円、同じく3款2項3目教育・保育施設費の職員給与費152万5,000円、20、21ページ3款3項1目生活保護総務費の職員給与費63万1,000円、同じく4款1項1目保健衛生総務費の職員給与費1,274万円、22、23ページ4款2項1目清掃総務費の職員給与費416万円となっております。

今回の一般会計職員給与費の補正につきましては、人事院勧告及び定期の人事異動に伴う人件費の増額をお願いするものでございます。人事院勧告に伴い、職員給与に関しましては、勤勉手当を0.1月分引き上げるとともに、給料表の改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 進みます。

16ページのほうに戻っていただきまして、3款1項1目社会福祉総務費の国民健康保険特別事業会計関係費について説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 3款1項1目社会福祉総務費、細目060国民健康保険事業特別会計関係費5億872万2,000円についてご説明を申し上げます。

28節繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金の5億872万2,000円の増額補正でございますが、内容といたしましては、国保特別会計の赤字補填のための繰出金5億円及び国保特別会計の出産育児一時金の繰出金840万円及び国保特別会計の人件費に係る繰出金32万2,000円でございます。

これまで国民健康保険事業特別会計におきましては、平成27年度決算時点におきまして、累積赤字が6億9,889万8,595円となりました。この累積赤字の削減のため、一般会計から5億円の繰り入れを行うものでございます。また、国保特別会計の出産育児一時金の増額補正に伴いまして、その3分の2に当たる840万円を法定繰入金として市町村の一般会計から繰り出すものでございます。

また、人件費分の繰出金につきましては、人事院勧告及び職員の異動等により、職員給与費の増額に係る分でございます。

なお、本歳出に係る財源といたしましては、全て一般財源となります。

以上で説明を終わります。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 進みます。

次に、同目臨時福祉給付金給付事業費について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 3款1項1目社会福祉総務費、細目991臨時福祉給付金給付事業費についてご説明いたします。

平成28年8月2日、閣議決定され、国の平成28年度補正予算で可決されました未来への投資を実現する経済対策に基づきまして、経済対策臨時福祉給付金事業にて、消費税率10%への引き上げが延期されたことによる平成29年4月から平成31年9月までの2年半分といたしまして、所得が低い方に対しまして、1人当たり1万5,000円を給付されることとされました。

つきましては、給付事業に必要な事務費総額2,159万8,000円及び19節給付費1億8,000万円、合計2億159万8,000円を計上させていただくものでございます。

この給付事業につきましては、予算書10ページ、11ページにございます歳入の14款2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金のところになりますが、上から3番目の臨時福祉給付金給付事業費補助金1億8,000万円、4番目の臨時福祉給付金給付事務費補助金2,159万8,000円、合計2億159万8,000円を100%充当するものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に進みます。

次に、3款1項2目老人福祉費の介護保険事業費及び介護保険事業特別会計関係費について説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 続きまして、歳出の3款1項2目老人福祉費、まず細目番号026介護保険事業費1,128万1,000円についてご説明申し上げます。

19節負担金補助及び交付金で地域密着型施設等整備補助金850万円でございますが、これは今年度公募しておりました認知症高齢者グループホームの建築について、1事業者より応募の意思確認ができましたので、改修費用に対する補助金を計上しております。この歳出予算の財源といたしましては、補正予算書12、13ページの一番上になりますけれども、15款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の福岡県地域密着型施設等整備補助金850万円が全額対応しております。

17ページに戻りまして、次のところでございますが、地域介護・福祉空間整備推進交付金278万1,000円でございますが、この交付金は、施設の整備事業の推進並びに介護ロボットの普及により、働きやすい職場環境の整備による介護従事者の確保及び介護ロボット等を活用した高齢者の見守り支援の実施により、介護離職の防止に資することを目的として交付されるものでございます。このたび3カ所のサービス事業者より申請があり、1カ所当たり92万7,000円の交付内示がありましたので、補正予算で計上させていただいております。

具体的には、見守り支援ベッドシステムでございます。ベッド内蔵型センサーで睡眠や動作のリアルタイムモニタリングで入居者を見守り、介護従事者の負担軽減をサポートするものでございます。この歳出予算の財源といたしましては、補正予算書10ページ、11ページの上から2番目の14款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉補助金の一番下の段になります。地域介護・福祉空間整備推進交付金278万1,000円で全額対応しております。

17ページの歳出に戻りまして、一番下でございます、細目番号061介護保険事業特別会計関係費294万5,000円についてご説明申し上げます。

今回、介護保険事業特別会計補正予算において、平成29年4月からの総合事業実施に伴い、介護保険システム及び包括支援システムの改修費用に対する一般会計からの繰出金を計上させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくご審議願います。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、進みます。

次に、18、19ページ。

3款1項4目障がい者自立支援費の障がい者自立支援給付事業費から、障がい児通所支援給付関係費まで一括して説明を求めます。

障がい福祉担当課長。

○福祉課障がい福祉担当課長（菊武良一） 続きまして3款1項4目障がい者自立支援費、細目030障がい者自立支援給付事業費、20節扶助費、介護・訓練等給付費1,700万円につきましてご説明申し上げます。

本事業につきましては、居宅介護、いわゆるホームヘルプサービスやショートステイ、施設に通所し生活支援を行うサービスや就労継続支援や就労移行支援等に要する費用が給付対象となります。

当初予算といたしまして、7億7,000万円を計上させていただいておりましたが、現時点で不足が見込まれますことから、今回補正をお願いするものでございます。

続きまして、関連いたします歳入につきましてご説明申し上げます。

補正予算書10ページ、11ページをお願いいたします。

まず、14款1項1目節社会福祉費負担金、障がい者自立支援給付費負担金850万円につきましては、本事業が国庫負担金対象事業であるため、補正予算を計上するものでございます。

続きまして、同ページ、15款1項1目1節社会福祉費負担金、障がい者自立支援給付費負担金425万円につきましても、本事業が国庫負担金同様、県費負担金対象事業であるため、補正予算を計上するものでございます。

済みません、補正予算書18ページ、19ページに戻ります。

続きまして、同じく3款1項4目、細目030障がい者自立支援給付事業費、20節扶助費、障がい者医療給付費2,490万円につきましてご説明申し上げます。

本事業は、18歳以上の方で心臓の手術や人工透析等の治療のための医療であります更生医療、同じく18歳未満の育成医療、さらには精神疾患を有されます方で、通院による精神医療を継続的な治療の必要な方に対する精神通院医療の3種類が給付対象になっております。

当初予算といたしまして、9,520万円を予算計上させていただいておりましたが、現時点で不足が見込まれますので、今回補正をお願いするものでございます。

続きまして、関連いたします歳入につきましてご説明をいたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

14款1項1目節社会福祉費負担金、障がい者医療給付費負担金1,245万円につきましては、本事業が国庫負担金事業であるため、補正予算を計上するものでございます。

続きまして、同ページ、15款1項1目1節社会福祉費負担金、障がい者医療給付費負担金622万5,000円につきましても、本事業が国庫負担金同様、県費負担金対象事業であるため、予算を計上させていただいております。

続きまして、補正予算書18ページ、19ページをお願いいたします。

同じく3款1項4目、細目031障害支援区分等審査会事業費、19節負担金補助及び交付金の審査会共同設置負担金62万3,000円につきましてご説明申し上げます。

本事業につきましては、筑紫地区4市1町で共同設置し運営しております筑紫地区障害支援区分等審査会の共同設置に係る費用を負担金として、本年度は担当市であります筑紫野市に支払いますものでございますが、昨年度までは障がい支援区分を決定する際の審査会に係る審査委員の報酬等につきましては、国と県の補助対象となっておりましたが、今年度よりこれらの経費が補助対象外となったため、今回補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じく3款1項4目、細目032障がい者地域生活支援関係費、20節扶助費、日常生活用具給付等給付費372万4,000円につきましてご説明申し上げます。

本事業は、身体障がい者や知的障がい者の方に対しまして、特殊寝台でありますとか紙おむつ、ストマなどを給付することにより、障がい者の日常生活の支援を行うものでございます。今回、ストマの装具や住宅の手すり設置、段差解消の給付があり、当初の予算の不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、関連いたします歳入につきましてご説明申し上げます。

補正予算書10ページ、11ページをお願いいたします。

まず、14款2項2目1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金121万円につきましては、日常生活用具給付等給付事業が国庫補助事業であるため、補正予算を計上させていただいております。

続きまして、補正予算書12ページ、13ページをお願いいたします。

15款2項2目1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業補助金60万5,000円につきまして

も、本事業が国庫補助同様、県費補助対象でございますので、補正予算を計上するものでございます。

続きまして、補正予算書18ページ、19ページをお願いいたします。

同じく3款1項4目、細目032障がい者地域生活支援関係費、20節扶助費、特別障がい者手当等233万1,000円につきましてご説明を申し上げます。

本事業は、在宅の重度の障がい者で、日常生活に特別な介護を要する方への特別障がい者手当と、在宅で20歳未満の重度の身体障がい者や知的障がいの方及び精神障がいがあり、日常生活に介護を要する方への障がい児福祉手当を支給するものでございます。

支給額につきましては、特別障がい者手当が月額2万6,830円、障がい児福祉手当が月額1万4,600円で、毎年2月、5月、8月、11月に3カ月分まとめて本人口座に振り込むという制度でございます。今回当初見込みに対しまして、各手当の受給対象者の増加が見込まれておりますので、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、関連いたします歳入につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

まず、14款1項1目1節社会福祉費負担金、特別障がい者手当等負担金174万8,000円につきましては、本手当給付事業が国庫負担金対象事業であるため、補正予算を計上しておるものでございます。

続きまして、補正予算書18ページ、19ページをお願いいたします。

同じく3款1項4目、細目033障がい児通所支援給付関係費、20節扶助費、障がい児通所支援給付費5,412万4,000円につきましてご説明申し上げます。

本事業は、18歳以下の発達障がい等を有する児童に対し、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用することにより、本人の療育や保護者の介護負担の軽減を目的に支援を行うものでございまして、近年特に顕著な伸びを示しており、平成26年度決算額では約6,350万円程度であった事業費が、昨年度の決算額は約1億1,000万円、今年度の補正後の予算額が2億1,412万4,000円となります。このような大きな伸びを示す要因といたしましては、利用対象者の増加に加え、利用対象者の利用実日数の増加にあるものと見込まれております。

続きまして、関連いたします歳入につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

まず、14款1項1目1節社会福祉費負担金、障がい児通所支援給付費2,706万2,000円につきましては、本事業が国庫負担金対象事業であるため、補正を計上するものでございます。

続きまして、同じページの15款2項1目1節社会福祉費負担金、障がい児通所支援給付費1,353万1,000円につきましても、本事業が国庫負担金同様、県費補助対象事業であるため、補正を計上するものでございます。

補正予算書18ページ、19ページをお願いいたします。

同じく3款1項4目、細目033障がい児通所支援給付関係費、23節償還金利子及び割引料、

障がい児通所支援給付費国庫負担金精算返還金163万6,000円につきましてご説明申し上げます。

本精算返還金につきましては、平成27年度国庫負担金を多く受け入れておりましたので、その分を返還するものでございます。

続きまして、同じく23節の障がい児通所支援給付費県負担金精算返還金81万8,000円につきましても、国庫同様、平成27年度県の交付金を多く受け入れておりましたので、それを返還するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 2つあるんですけれども、細目031の障がい支援区分審査会事業費のほうで、審査員への補助が今年度からなくなったので、その分がここに入っているということでしたけれども、補助がなくなるということのはいつわかったことなんでしょう。

○委員長（小島真由美委員） 障がい福祉担当課長。

○福祉課障がい福祉担当課長（菊武良一） 昨年度末から今年度頭の3月ぎりぎりか4月の頭だったので、もう当初予算の編成後ということでございました。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） その下の033の障がい児通所支援給付関係費が6,300万円で2年前にそれぐらいだったものが、今年はその3倍強です。1つは来年どうなりそうという予測を立てているのかという点と、発達障がい児の通所にかかわることだったということですが、人数的にも日数的にも社会の理解が増えて、どんどん増えていくと思うんですが、どんどん増えていくと市としてはかなりつらいと思うんですけれども、国や県の制度変更の見通しとかそういうものは何かあるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 障がい福祉担当課長。

○福祉課障がい福祉担当課長（菊武良一） 委員ご指摘の通所に関する分のサービス給付費の伸びなんですけれども、これは太宰府市に限るものではなく、近隣と情報共有をしておるんですけれども、全ての市町において、太宰府よりも金額が多いところがほとんどなんです、そういう伸びを示しております。

来年度の見込みにつきましては、今年度の伸びを勘案いたしまして、来年度の見込みをさせていただいて、今当初予算の要求をお願いしておるところでございますが、現時点といたしまして、国、県からこの制度改正に伴うような情報提供はございません。

○委員（笠利 毅委員） ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進みます。

次に、3款1項8目後期高齢者医療費の後期高齢者医療関係費について説明を求めます。  
国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 3款1項8目後期高齢者医療費、細目060後期高齢者医療関係費1,800万5,000円の増額についてご説明申し上げます。

まず、19節負担金補助及び交付金、福岡県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の1,774万9,000円の増額補正でございますが、後期高齢者医療保険制度における医療費の負担は、医療費総額の約1割を被保険者の保険料で、約4割を74歳以下の現役世代の後期高齢者支援金で、残り5割を国、県、市が4対1対1の割合で負担することとなっておりますが、この市負担分がこの福岡県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金でございます。

この負担金につきましては、当該年度に広域連合から通知されます概算額で支払い、翌年度に広域連合からの精算通知に基づき精算することとなっております。このたび平成27年度の後期高齢者医療給付費の確定に伴い、広域連合から不足額の精算通知がありましたので、このため増額補正をお願いするものでございます。

次に、28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金25万6,000円でございますが、人事院勧告及び職員の異動等によりまして、職員給与費の増額に係る分でございます。19節及び28節ともに一般財源でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進みます。

次に、3款2項3目教育・保育施設費の教育・保育施設費について説明を求めます。  
保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） それでは、3目教育・保育施設費の細目011教育・保育施設費、19節負担金補助及び交付金の私立保育所補助金440万円についてご説明いたします。

私立保育所における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている書類作成業務につきまして、ICT化推進のための保育システム、指導計画やシフト表の作成等の購入に必要な費用及び保育所における事故防止や事故後の検証のためのカメラの設置に必要な費用を補助するものでございます。

なお、私立保育所を運営する社会福祉法人に対し、導入の意向を確認いたしました結果、4園から希望があり、ICT化推進のための費用が1カ所当たり限度額100万円、カメラ設置のための費用が1カ所当たり限度額10万円の計440万円を計上いたしております。

これにつきましては、補正予算書10ページから11ページの歳入が関連しておりますので、あわせてご説明いたします。



14款2項国庫補助金、2目2節児童福祉費補助金の業務効率化推進事業費補助金の330万円でございますが、国の保育対策総合支援事業費補助金から基準額の4分の3の補助がございます。

説明は以上になります。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） ICTの関連で確認いたしますけれども、あくまでもこれは4園に限度額の100万円の補助を出して、そこから先具体的な業者との対応とかは、もうそれぞれの保育園ごとにやるという形になりますか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 市としては、金額のほうの補助ということですので、あと実施の導入に関しましては、それぞれの法人での手続になります。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 導入後の確認とかそういったところは、当然市がしていかれるというふうに理解しておいてよろしいですか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 導入に係る経費につきまして、領収書等の確認にあわせて、そのシステムの内容等の確認までいたすようにしておりますので、大丈夫だと考えております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進みます。

次に、20ページ、21ページ、3款2項5目子ども医療対策費の子ども医療費支給関係費について説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 3款2項5目子ども医療対策費、細目010子ども医療費支給関係費、20節扶助費2,000万円の増額についてでございますが、助成対象医療費の増加によりまして、県費補助対象分及び市費単独拡大分ともに、今後予算に不足を生ずることが予測されますので、増額補正をお願いするものであります。

なお、本歳出に係る歳入財源につきましては、補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

子ども医療費助成事業につきましては、県費補助対象分につきましては、県の負担が2分の1でございます。15款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金ですが、県費対象事業費の2分の1相当額を県からの子ども医療費補助金500万円として計上しております。残りの2

分の1の500万円と市費単独拡大分1,000万円につきましては、一般財源となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進みます。

次に、3款2項6目家庭児童対策費の子育て支援センター事業費について説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（伊藤 剛） 3款2項6目、細目011子育て支援センター事業費、15節工事請負費、臨時工事費11万9,000円の増額補正についてご説明申し上げます。

現在、青少年相談センターで行っています家庭児童相談に関する事務を、来年度から子育て支援センターで行いたいと考えていますので、電話移設工事に要する費用11万9,000円の増額を補正するものでございます。

ここで関連がありますので、補正予算書5ページの第2表繰越明許費補正について、あわせてご説明申し上げます。

上から3段目に掲載させていただいています子育て支援センター改修事業11万9,000円についてです。

今回補正で計上しました電話移設工事を来年4月1日に行う予定としていますことから、平成28年度中での工事完了が見込めないため、繰り越しをお願いするものでございます。

説明は以上です。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進みます。

次に、3款3項1目生活保護総務費の生活保護事務関係費について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 3款3項1目生活保護総務費、細目060生活保護事務関係費についてご説明いたします。

13節委託料の191万1,000円でございますが、生活保護法の改正等によるシステム改修費用及び管理業務の追加でございます。

毎年福岡県を經由いたしまして、厚生労働省宛て送信しております生活保護被保護者調査集計項目が、生活保護法の改正により項目追加がありますことから、送信システムの改修等管理業務が発生すること及び現在使用しておりますシステム端末のサポート切れ及びセキュリティ向上のため更新を行うもので、今回補正をお願いするものでございます。

この事業につきましては、補正予算書10ページ、11ページにございます歳入の14款2項2目

民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金のところになりますが、上から1番目の生活保護費補助金といたしまして43万2,000円を充当するものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では、次に進みます。

28、29ページ、10款4項1目社会教育総務費のいきいき情報センター管理運営費について説明を求めます。

文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 10款4項1目131いきいき情報センター管理運営費の工事請負費300万円についてご説明申し上げます。

この補正予算は、先ほど条例改正で申し上げましたとおり、いきいき情報センター214研修室を事務室として使用するに当たり、必要な改修工事を実施するものでございます。

関連しまして、5ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正の10番にいきいき情報センター改修事業ということで、同額300万円を計上させていただいております。工事が4月にずれ込むことが想定されておりますので、全額繰り越しとさせていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進みます。

10款5項1目保健体育総務費のスポーツ推進費について説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 細目131スポーツ推進費の13節委託費49万9,000円についてご説明いたします。

13節委託費49万9,000円につきましては、総合体育館敷地内にあります旧地域包括支援センター建物の2階に事務室を移転させるための引っ越しに伴う引っ越しの委託料でございます。

なお、引っ越しの時期につきましては、現在のところ来年3月末を予定しております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で歳出の説明を終わります。

次に、補正予算書5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正については、歳出のほうであわせて説明を受けておりますので、第3表債務負担行為補正の審査に入ります。

開放管理業務委託料、松川運動公園について、説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 第3表債務負担行為補正のスポーツ課に関連します補正予算をご説明いたします。

今回の債務負担行為補正は、現在開放管理業務委託を行っております松川運動公園の開放管理業務委託が平成29年3月31日に満了することから、更新に伴う委託料の債務負担でございます。

債務負担額につきましては、1,633万2,000円です。

なお、平成28年度末に、管理業務委託期間の満了を迎えますことから、今年度より手続を始め、管理業務期間は3年間を予定しておりますので、平成29年度から平成31年度までになります。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で第3表債務負担行為補正の説明、質疑を終わります。

それでは、当委員会所管分の補正全般について説明は終わりましたが、質疑漏れはありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 済みません、29ページの10款1項、いきいき情報センターのきらきらルームのところなんですけれども、工事が4月にずれ込む予定だったということですが、いつ引っ越しが完了する予定なのかと、先ほどありましたっけ。工事がいつ終わって、その開所がいつになるのだろうかということなんですけれども。

○委員長（小島真由美委員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今回こちらのご承認をいただいた後、どのような形の改修が必要なのか、そういったところをきちんと精査をしております。その後工事に入りますので、工事が完了すれば引っ越しということになります。ただ、今回繰り越しで上げておりますのは、3月いっぱいまで終わるかどうか分からないということで、繰越明許に上げさせていただいてるところでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第104号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第104号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時46分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12と日程第13を一括上程

○委員長(小島真由美委員) 日程第12、議案第105号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」及び日程第13、議案第106号「平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を一括議題をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(高原 清) 議案第105号及び議案第106号につきまして一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第105号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」であります。補正予算書34ページ、35ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ8,247万3,000円を追加し、予算総額を98億2,145万9,000円にお願いするものでございます。

歳出からご説明させていただきます。

補正予算書44ページ、45ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、細目001職員給与費、3節職員手当等32万2,000円の増額補正につきましては、先ほど一般会計の繰出金においてもご説明いたしましたが、人事院勧告に伴い、勤勉手当を0.1月分引き上げるとともに、職員の異動等による増額補正でございます。職員手当等21万4,000円、退職手当組合負担金10万8,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

なお、本歳出に係る財源としましては、補正予算書40ページ、41ページをお開きください。

8款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金として同額の32万2,000円を計上しております。

戻りまして44ページ、45ページをお開きください。

2款4項1目出産育児一時金、細目001出産育児一時金1,260万円及び同項2目支払手数料、細目001支払手数料、12節役務費、出産育児一時金支払い事務手数料6,000円の増額でございますが、国民健康保険被保険者世帯の出産件数が当初の見込みより増加したため、今後予算に不足を生ずることが予測されますので、今回増額補正をお願いするものでございます。

なお、本歳出に係る財源といたしましては、補正予算書40ページ、41ページをお開きください。

6款1項2目保険財政共同安定化事業交付金2,390万円のうち420万6,000円を、及び8款1項1目4節出産育児一時金等繰入金840万円を計上しております。

この保険財政共同安定化事業につきましては、各都道府県の国民健康保険団体連合会を実施主体として、市町村間の保険料の平準化と国保財政の安定化を図るため、各保険者からの拠出金を財源として、レセプト1件当たり80万円未満の給付費総額に対しまして、一定の割合で交付金として交付される制度でございます。

戻りまして44ページ、45ページをお開きください。

7款1項1目、細目001高額医療費共同事業拠出金4,985万1,000円ではありますが、高額医療費共同事業につきましては、各都道府県の国民健康保険団体連合会を実施主体として、市町村間の保険料の平準化と国保財政の安定化を図るため、各保険者からの拠出金を財源といたしまして、レセプト1件当たり80万円以上の給付費総額に対しまして、一定の割合で交付金として交付される制度でございます。このたび国民健康保険団体連合会からの平成28年度の当該拠出金の見込み額の通知がありまして、当初予算に不足が生じることとなりました。その結果、その不足分4,985万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

このことに関連いたします歳入予算の補正といたしまして、40ページ、41ページをお開きください。

高額医療費共同事業につきましては、国、県がそれぞれ4分の1ずつ負担することとなっております。その国の負担分といたしまして、2款1項2目高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金1,246万3,000円、県の負担金といたしまして、5款1項1目高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金1,246万3,000円を計上しております。残りは6款1項1目高額医療費共同事業交付金2,492万5,000円の計上分となります。

戻りまして44ページ、45ページをお開きください。

11款1項2目償還金、細目001償還金、23節償還金利子及び割引料1,969万4,000円ではありますが、平成27年度に国、県からの概算交付を受けていました負担金のうち、実績報告に基づき、平成28年度に精算返還するものとして、療養給付費等国庫負担金精算返還金1,923万

4,000円、特定健康診査等国庫負担金精算返還金35万4,000円、特定健康診査等県負担金精算返還金10万6,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、本歳出に係る財源といたしまして、補正予算書40ページ、41ページをお開きください。

6款1項2目保険財政共同安定化事業交付金、1節保険財政共同安定化事業交付金2,390万円のうち、1,969万4,000円を財源としております。

戻りまして46ページ、47ページをお開きください。

5億円の財源更正でございますが、先ほど一般会計におきましてご説明しましたとおり、累積赤字6億9,889万8,595円の繰上充用の財源といたしまして、このたび5億円の法定外繰り入れの補正予算に伴い、その分の財源の組み替えを行うものでございます。

このことに関連いたします歳入予算といたしまして、40ページ、41ページをお開きください。

8款1項1目一般会計繰入金、6節その他一般会計繰入金5億円の増額補正でございますが、一般会計においてご説明しましたとおり、国保特別会計の累積赤字の削減のため、一般会計からの法定外繰り入れに係る分でございます。

次のページをお開きください。

10款2項6目歳入欠陥補填収入、1節歳入欠陥補填収入5億円の減額補正でございますが、一般会計からの5億円の法定外繰り入れに伴いまして、平成27年度への繰上充用の財源でございます本予算につきまして、財源の組み替えとして、その分減額補正を行うものでございます。

なお、48ページ、49ページに給与費明細書をつけておりますのでご参照くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案第106号「平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明申し上げます。

補正予算書50ページ、51ページをお開きください。

歳入歳出にそれぞれ25万6,000円を追加し、予算総額を11億3,015万6,000円をお願いするものでございます。

歳出からご説明いたします。

補正予算書54ページ、55ページをお開きください。

下の段の歳出1款1項1目一般管理費、細目001職員給与費25万6,000円の増額補正につきましては、先ほど一般会計の繰出金においてもご説明いたしましたが、人事院勧告に伴い、勤勉手当を0.1月分引き上げるとともに、職員の異動等によりまして、3節職員手当等を25万6,000円増額をお願いするものでございます。

なお、本歳出に係る財源といたしまして、同ページ上段の歳入をごらんください。

3款1項1目一般会計繰入金、1節事務費繰入金といたしまして同額の25万6,000円を計上

しております。

なお、56ページ、57ページに給与費明細書をつけておりますのでご参照くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

まず、議案第105号について質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 44ページ、45ページなんですけれども、2款4項1目の出産育児一時金なんですけど、これは結構な金額が増えているんですけども、少子化ということで、逆に予想外ということはいずれも予想外なんかもかもしれませんけれども、本市において何か違う傾向が出始めたのかということが気になるんですが。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） この分につきましては、国民健康保険の被保険者は、現時点におきまして約1万世帯いらっしゃいますが、その中での出産件数の増加ということでございますので、市全体がどういう状況になるかというのは私どもも把握しておりません。

この分につきましては、平成25年度が76件、平成26年度94件、平成27年度74件ということで、現時点平成28年度分につきましては、現時点で既にもう平成27年度の74件をオーバーして75件というような状況になっております。したがって、平成28年度年度末まで、現時点の予算では不足が見込まれますので、今回補正をお願いしている次第でございますが、最終的になぜ国民健康保険被保険者世帯において、この出産件数が著しく増加したかという分析まではできておりません。申しわけありません。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第106号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

討論、採決に入ります。

議案第105号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第105号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）



○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第105号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時57分〉

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第106号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第106号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第106号「平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時58分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第107号 平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第14、議案第107号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） まず、補正予算書58、59ページをごらんください。

平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、保険事業勘定についてご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ399万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を48億373万4,000円にお願いするというものでございます。

それでは、詳細な補正内容について66、67ページ、最後のほうです、事項別明細書の歳出から説明させていただきます。

歳出の1款1項1目一般管理費、事業細目002庶務関係費379万2,000円でございます。

来年度から総合事業実施に当たり、総合事業の対象者であるか否かの判断の内容を本庁の介護保険システムに入力いたしますが、対象者からの問い合わせ、相談に対応するため、地域包括支援センターでも同様の内容が確認できるようにしておく必要がございます。しかし、本庁の介護保険システムと包括支援センターの包括支援システムが連動していないため、入力を行う介護保険システムのデータを包括支援システムに引き渡すためのシステム改修費が必要となりました。本庁の介護保険係側のその費用が、介護保険システム改修費201万9,600円となって

おります。

また、そのほか本議会で議案第102号でお出しいたしました条例改正を提案していました所得指標見直し対応業務システム改修費177万2,000円を合わせて、合計で379万2,000円を計上しております。

次に、3款2項1目包括的支援事業費、事業細目001地域包括支援センター運営事業費20万円でございますが、これは先ほど説明いたしました総合事業に対応するために、包括支援センター側でデータを受け取るためのシステム改修費用でございます。

これらの歳出予算の財源につきましては、補正予算書64、65ページの歳入の欄をごらんください。

それぞれ国、県などそれぞれの負担割合に応じて、上から1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料で特別徴収保険料4万円と普通徴収保険料4,000円、次の3款2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金7万8,000円、4目介護保険事業補助金88万6,000円、次に5款2項県補助金、2目地域支援事業交付金3万9,000円、最後に7款1項一般会計繰入金294万5,000円に対応しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議願います。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第107号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第107号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後0時02分〉

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小畠真由美委員) これをもちまして環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午後0時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年 2月17日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美